

第4回「第3次高知県DV被害者支援計画」策定委員会 (概要版・公表用)

1. 日 時 平成 29 年 2 月 17 日 (金) 9:30～11:30
2. 場 所 高知城ホール 2階会議室
3. 出席委員 青木 美紀、吉田 充、筒井 早智子、長澤 紀美子、宮上 佳恵、
田中 弘訓、田原 央子、川田 明弘 (敬称略・順不同)

4. 議 事

1) 委員の意見等への回答及び検討結果等一覧

- ・事務局から資料1により説明

【質疑応答】

(委員)

参考資料①の医療機関用リーフレットについて、いくつか確認させていただきたい。

まず、県内のどういった医療機関に配布されて、どのように活用されているのか。また、医師会との連携の話があったが、今後、どういう形での普及、啓発を図っていくのか、具体的な内容があれば教えていただきたい。

(女性相談支援センター)

パンフレットには、民生委員用や医療機関用など何種類かある。

医療機関用については、医師会を通じて医療機関に配布をお願いしたが、定期的に医師会と会を重ねて、こういったかたちでやっていきたいと思いますと継続的にやっているものではない。ただ、今度、高知市の医師会が事務局をしている、南部地区の勉強会（高知市を東西南北に分けた、地域での医療介護関係者向けケア・カンファレンス会議）に出席し、こういったパンフレットをお配りして、地域の協力者の方にDVについて説明をさせていただく。こういった機会を捉えて、医療機関についても広報をやっていきたいと考えている。

また、医師会でも同様に、医療機関用のパンフレットを作って各医療機関に配布している（実際は、医師会、歯科医師会、看護協会との協力で県が作成したもの。）。

(委員)

医療機関や医師会を通じて配布されるのはいいかと思うが、例えば看護師、性暴力対応の看護師の研修が東京等であり、やはり直接、患者さんに対応する専門職も知っておくところが必要かと思うので、看護協会や医療福祉関係の職能団体にも、是非こういったものをお配りしていただけたらと思う。

(女性相談支援センター)

了解した。看護協会にもお願いに行きたいと思っている。

(委員長)

他にご意見はないか。

(委員)

資料1の9、貸付金、支援金について。

社会福祉協議会や民間団体とあるが、仕事が決まっていなくて借りられないのが現状。当事者の方が、これから自立して部屋を借りるための支援にはならない。生活保護が決まっている人だと、検討はしてくださるが、借りることができない。

それを計画に列記していると、皆あてにして行って、全部断われるということになるので、見直す必要があるのではないかと思う。私達が連れて行った場合も、仕事を持っていないければ、残念ながら100%断られる。仕事に就いていれば、まだ何とか検討していただけるが。

だから、県で補助金等を出すような仕組みを作っていただければ、本当にありがたい。自立する時に何も目処が立たない。例えば部屋を借りなければ生活保護にもつながらないという人達が何も無い。

自立支援センター（施設）に3ヶ月いて、ある程度働いて、お金を貯めて部屋を借りる場合であれば、まだ可能性はあると思うが、なかなか働くことができない人が多く、精神的にも厳しい。そういう人達が、僅かな支度金みたいなものを何とか確保できないか。鳥取みたいに3ヶ月分出して欲しいとは言わないが、部屋を借りる時に補助金みたいなかたちの貸付金を、県が用意ができないものか。

(女性相談支援センター)

一時保護所を退所する方で、例えばアパート等に出る方については、家電製品やちょっとした費用を支援している。

また、委員が言われたように、例えばアパート代が足りないという時は、引き続き自立支援施設に入って、自立支援施設は居住費なしで食費も補助が出るので、ひとつの基準である3ヶ月程度、働きに行ける方については、そこで働いて敷金を貯めるという、自立に向けた支援を行っている。

(委員)

それはわかっている。

そうではなく、県の施設に入ることができない方。仕事が決まらなければ、結局、自立支援施設に入れないわけで、諦めて出た場合、部屋を借りて何とかしなければいけないが、多くの方が生活保護に、働けないからと思っても部屋を借りるお金が全くないので、諦めているというのが現状。社協の貸付金をあっても、仕事がないため門前払いで、借りることができない状態。そういう方について、何かできないかということで、そういう方の方が圧倒的に多い。

自立支援施設の利用者は現在少ない。自立支援施設に入らず、どうしようもない方がいらっしゃって、その人達への支度金、収入等のしぼりのない貸付金を用意できないものか。

(県民生活・男女共同参画課)

支度金については、まだ、お答えができないが、住居については、この後、資料2でご説明させていただきます。

(委員)

生活福祉資金には貸し付けの審査があり、早くて1週間、通常1ヶ月程度かかるため、即効性がない。その間の生活費をどうするのか。現在、社協が独自のお金を使って貸付を行っているが、それでいいのかという話。先ほどの委員のご質問は、そこを公的にサポートする仕組みが要るのではないかということだと思う。

アパートもそうだが、当座の生活費を確保する枠組みができないのかというご質問だと思うので、重ねて私のほうからもお願い申し上げます。

(委員)

面会交流の項目については、回答のとおり、女性相談支援センターでの実施はなかなか難しいだろう。

1組だけだが、現在、ちぐさでは退所者の子どもさんの面会交流を月1回やっている。確かに相手によっては安全確保の面から難しいところもあるが、今後、母子生活支援施設の役割、地域貢献活動の一環として、面会交流の受け入れ、場所の提供を検討したいと思っており、相談をさせていただきたい。

次に、居住支援協議会の件だが、私共の施設に入っている方が、経済的にも精神的にも自立、特に住居を構える際の保証人が一番のネックになっている。自立可能だが、保証人がどうしても見つからないため、うちにいらっしゃる方も少なくはない。

居住支援協議会は保証人になるわけではなく、紹介をするだけか。

(高知県土木部住宅課)

居住支援協議会に関する事務処理等を所管している。

居住支援協議会では、基本的には、民間賃貸に入居、居住支援を要する方に対する入居の可能な民間住宅の情報を用意している。

参考資料②の民間支援団体の「あまやどり高知」という団体にも協議会に参加いただいている。協議会ではセミナー等を開催しているが、居住支援には福祉との連携が重要だとの認識になっている。そういう意味で、おっしゃられるような連帯保証人の関係も何とかハードルを下げないと無理だということで、「あまやどり高知」は、協議会の会員として連帯保証の面で協力をしてくださっている。

ただ、協議会として、そういうものを位置付けてというかたちはとっておらず、会員による支援ということで、「あまやどり高知」等のご協力を得る体制にはしている。

(委員)

今までの実績は。

(高知県土木部住宅課)

居住支援協議会の事務局を宅建協会にやっていただいている。宅建協会へ個別に相談があったり、会員の宅建協会等が居住支援につながる相談会を個別にやって、その中で個別案件

を対応した事例はあるが、協議会の実績にあげられるものは、今のところはない状況。

(委員)

居住の話と面会交流の話が出たので、関連して。

加害者の団体が年末にうちに来た。その団体は面会交流を求める運動をしており、親子断絶防止法をつくろうと動いている。その資料等もあるので、読んでいただけたらと思う。

面会交流を求めて、面会交流に付き添う人と場所の提供をやっているが、それが加害者の団体で、ちょっと怖いと感じている。

次に、「市町村が空き家を借り上げて公的住宅と位置付けることで家主が自己負担なしでリフォーム」と書いている件で、実は私も最初に相談に行ったが、「DVの関係は表に出せないなので改装、改修の貸付はできない。」「オープンにするならお貸しできる。」と言われた。

最近、テレビでも報道されているが、私がよく知っている人で、名古屋で、母子、シングルマザーのシェアハウスをつくった方がいる。本を出していて、うちもその本に載せていただいている。シェアハウスだと、仕事が遅くなっても、皆で一緒だから子どもの面倒も心配がない。子どももひとりでも安心できるということで、今、広がりを見せている。

シェアハウスを何とかできないかと、物件を手に入れたので改装費を確保するため、あちこちに当たっているが、なかなかできない。

高知県は全国でもトップクラスの離婚率の高いところだが、母子寮はちぐさど安芸しかなく、少ない。多くの方が、部屋を借りて生活しているが、子どもの面倒のほか、DVの被害者の方だと誰かが来た時にすごく不安を感じている。

そういう意味で、シェアハウスを考えるべきだと思っているので、県としてシェアハウスのリフォームの補助等を考えていただければ非常にありがたいと思いながら、全国的な動きをずっと見ているところ。

(委員長)

次の資料2の説明の中でかなり重複する項目もあるので、資料1については一旦ここで終わる。次の資料2で詳細な部分もあるので、資料2の説明に入りたい。

それでは、事務局から説明をよろしく願います。

2) パブリックコメント及び関係課等からの意見への対応一覧

- ・事務局から資料2、追加資料及び資料3により説明

【質疑応答】

(委員)

追加資料の左の端の枠の要支援者について。DV被害者の下にそれ以外が書かれているが、例えば虐待、障害者など、それから、女性、被害者となっているが、あとのふたつは「依存症」、「生活困窮、借金等」ということで、何に対しての支援か、誰に対しての支援かわかり難いのではないかと。

例えば「依存症の方」や「借金で困っている方」といった書き方がわかりやすいかと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

おっしゃるとおり「症状」や「状態」を書いた表記になっており、「依存症の方」、「生活困窮、借金などの問題を抱えている方」といった表記が適当である。

(委員)

追加資料について、高知県内の自立支援の充実に向けて大きく踏み出されているということで、ありがたいと思う。

④で一時保護の委託の対象範囲を拡大ということで、今の一時保護所の対象として馴染まない人達にも範囲を広げるのは非常に望ましいとは思いますが、この場合どういう施設が、新たに一時保護委託をされるのか。

というのは、DV被害者の場合には、PTSD など精神的な症状も抱えており、支援に専門的なスキルが必要とされると思うが、そういった専門的なスキルや知識を持っている施設でないと二次被害も起こり得るのではないかと。そのあたりが悩ましく、委託をできる施設が増えた方がいいとは思いますが、やはり専門性の確保も守らなければいけないのではないかと、いかがか。

(県民生活・男女共同参画課)

ここは委託先の施設の拡大ではなく、委託する対象者の拡大という意味であり、従来どおり、民間シェルター等をお願いすることになると思う。

(委員)

了解した。

もう一点、先ほど委員もおっしゃっていた面会交流のことで、気になっていることがある。

面会交流についての書きぶりは、非常によく検討されたものだと思うが、資料3の8ページ、計画の43ページの「面会交流の実施を円滑に実施するうえで、具体的にどういった形の協力が可能か検討します。」について。先ほど、委員からもご指摘があったように、「親子断絶防止法」が検討されており、別居する時の面会交流の取り決めの義務化や、面会交流の実施の責任を子どもの養育をしている親に背負わせること等が、加害者の団体が働きかけた結果、検討されている。

一方、長崎では、1月末に面会交流で母親が殺されたというような案件もある。

既に面会交流を促進する動きになっており、面会交流がされない場合には、非常に高額な慰謝料を払わなければいけないこともあり、命の危険をおかして面会交流をさせている事例もあるそう。

面会交流を「円滑に」行なわない方がいい場合もあり、面会交流の場を確保するのは非常に重要なことだが、面会交流へのより踏み込んだ支援、あるいは、どういったかたちの面会交流が望ましいのか、加害者に向けてどういった対応が必要なのかということも含めて、検討いただけたらと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

面会交流については、これから検討という状況。法律制定の動きなども見極めて、どうするか決めていきたい。

(県民生活・男女共同参画課)

計画では今後の方向性を決めて、具体の取り組みは、今後関係者と協議していきたい。

ただし、「面会交流を円滑に」の「円滑」は外してもいいのではないかと考えている。

(委員)

ずいぶん昔だが、警察だったら安全だと考え、警察署の面接室のような場所で、子どもと加害者とを会わせたことがある。その当時、すごく力を入れてくださる方がいらっしやっただけで出来たが、今はそういう方もおらず、交渉する余地はないのかと思った。

場所と例えば弁護士等、付添人をつける費用を県がみる。当事者の方から、「子どもを連れ去られる可能性があるので弁護士をつけてほしい。その費用を加害者にみて欲しい。」と言われたことがある。「加害者がその費用をみるはずもないし、付添を要求するならあなたが出さなきゃ無理。」と言ったが、言いながらも非常に心苦しかった。県がその費用をみて、場所の確保ができれば、安心して面会交流ができると思う。

この資料にもあるが、この加害者団体は面会交流を要求するわりに、養育費を全然支払わない。養育費をちゃんと払ってれば面会交流にも応じる、そこがわかっていない。養育費をもらえないために、母子がすごく苦しい生活をされている。法律には養育費を要求できると書いているが、全くもらっていないのが現実で、やっともらえても、子ども3人で1万とか。1人1万ではなく、3人で1万なんてザラ。しかも、最初の1年くらい払ってくれたらいい方、あとは一切払わないのが現状。だから、特にDV被害者の人達に関しては、もっともっと養育費を要求していく必要性があると思う。

(委員)

資料2の11、12、13の加害者の更生プログラムについて、私も意見を出していたが、今回「積極的に情報収集に取り組む」と出していただき、感謝する。

第3回の委員会の後、長崎の事件があり、高知新聞に大きく出ていた。その中で、ストーカー問題に取り組むNPO法人「女性・人権支援センター ステップ」の代表の方が、加害者を更生させるノウハウがある民間団体と警察と一緒に対応する仕組みづくりを提案しておられた。

それで、インターネットで調べたところ、群馬、横浜のステップ、高知から一番近いところでは大阪でも大体似たようなことをされているが、(加害者更生プログラムは)高いのがネックのひとつではないかと思った。

加害者のほとんど男性だと思うが、男性が利用する場合、面会を行うと1日2時間で1万円、1週2時間で続けると大体1年間でプログラムが終わるそうだが、金額が高く、そこに面接に行く時間の確保など課題があるようだ。簡単にインターネットで調べただけでいくつか事例が出てきた。内容はどこも似たようなもので、今後、高知から近いところでも増えてくるかもしれない。ノウハウを持っている民間の団体と接触し、高知で取り入れるためにはどういった支援が必要か等、積極的に調べていただきたい。

(委員)

国土交通省の居住支援協議会のホームページに、2025年には団塊の世代が高齢期に入り、パートナーの1人が先に亡くなり、独居高齢者が増えるとあった。高知県は長寿県構想をうたっている。その中で1人になったお年寄りが住み替え、借り替えする時に、保証人がいる場合、いない場合があるが、そういった時に居住支援協議会の役割は大きいと思う。

左から2つ目の枠、市町村（生活困窮者自立支援センター）とある箇所に、県の居住支援協議会が入っていない。これはどういうことなのか。せっかく居住支援協議会をつくっているのに、困窮者のための県の役割の記載がない。これはちょっと問題ではないかと思う。

次に資料3の11ページの絵の中にも、左下の住宅の確保のところ、居住支援協議会が入っていない。県の大事な役割ではないかと思う。DV被害者もそうだが、2025年を迎えるまでに県下横断的に空き家情報をオープンにできるネットワークを構築しないといけないのではないかな。

アベノミクスで経済効果があったと言われるが、一般就労できる人は少ない。生活困窮者にも中間就労や就労準備中の人結構おり、そういったことを考えた時に、DV被害者も含めて、まず住まいの確保がされないと安定した就労、仕事の継続できない。

追加資料の①に、光熱水費は実費と書いている。何度も言うが、(DV被害者は)その日のお金に困っている。平成30年に向けての困窮者の制度の見直しで、3月6日に最後の検討、論点整理の検討会があり、夏頃には首長の会を持つ段取りになっているので、せめて困窮者(制度)の見直しが行なわれるまでの間は、例えば県が単独事業でつなぎをやる、知事が(被害者支援を)充実させると言うのであれば、なおさらそこは率先してやっていただけたらありがたい。

市町村社協は、独自のお金でやっているため、やっていないところもあるかもしれない。そのため、住んでいるところで差が出ないように何らかの枠組みを作っていただきたいと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

まず、追加資料で、高齢者施設や母子生活支援施設が入っている枠の中に居住支援協議会が入っていないことについて。この枠内は、「建物」をイメージしている。市町村についても、社協等が確保している住宅があるとお聞きしており、「市町村（生活困窮者自立支援センター）」と表記していた。ここは施設と捉えていただきたい。

次に連携図の「住宅の確保」については、協議会を入れて修正したい。

(委員)

連携図に、アルコール依存、依存症と書くのであれば、右の枠にダルクを書かないと不自然で

はないか。

(県民生活・男女共同参画課)

この資料はDV被害者への支援の視点で作成しており、その他の部分では抜けているところがあるかもしれない。

(委員)

アルコール依存症の被害者は多く、シェルターはダルクとの連携がかなりある。ダルクとの連携もある程度考える必要性があるのではないかと。ただ、病院である程度オッケーが出ないとダルクには行かないので、病院を経由というかたちにはなるかと思う。この資料を見た時に、アルコール依存と出しておいて、そういうところとの連携が全然ないのかとの印象を受けた。

(県民生活・男女共同参画課)

修正させていただく。

(委員長)

他にご意見はないか。

(委員)

加害者対策について、DVとストーカーは大体同じような場合がある。DVを受けたために離婚をし、その後（加害者が）ストーカーになるパターンがあり、DVとストーカーはつながっている。同じ人間に対しても、DV法とストーカー規制法を適用することもある。

海外では、DVを直すための加害者対策が結構進んでいる。日本ではここ数年の間に海外からの症例、事例を取り入れ、先ほど委員がおっしゃったように、それを何クールかやって治していくパターンようだ。それで立ち直る方もいるが、途中でやめて、なかなか更生できないケースもある。

それにあわせて、ストーカーについても、去年、一昨年あたりから警察や行政が加害者の同意を得て、医療機関につなげる施策を始めている。そこで面接を行い、自分の病的な部分を治すとの加害者の同意が得られ、受診することになれば本人の費用で治していく。

この治療で効果が出て、DVやストーカーが改善される事例もあるようだが、極端に危険な人

物に対しては、なかなか適応できない場合もある。そこで、国内の医療機関の先生がDVやストーカーの事例をいくつか扱いながら、どういう治療が一番効果があるのか研究しているらしい。

警察が関わっていく必要はあるが、今後は地方公共団体や国も積極的に関わって、医学的な面などから加害者対策を考えていかなければならない流れになっていると思う。

(委員長)

確かにストーカー化したり、事件になっているケースがある。

他にご意見はないか。

(委員)

先ほどのお話に関連して、(職員住宅の)家賃が無料で、光熱費のみ自己負担とあるが、せめて最初の1ヶ月は光熱費を(県が)負担してあげたら、もうちょっといいのかなと思いながら聞いていた。

別の話になるが、女性相談所の退所者の方で、今、県外のシェルターにいる方から最近私に「高知に帰りたい。」と連絡があった。でも、県外に出すくらい結構危険なので、かなり時間をかけて説得をした。ある程度こちらで情報もとったうえで、相手の危険がなくなる、例えば相手の男性が再婚して、わりと執着が少なくなったら帰ってきていいよというような声かけをしている。

やはり、言葉の問題もあって、県外へ行くと馴染めない。高知の人間は結構きつい言葉でしゃべるため、子どもを注意していても虐待していると思われて、県外のシェルターで面倒を見ての方から、「あのお母さん、虐待してる。」とうちに電話がかかってくる。「いや、高知の人間は、すごい早口できついで、虐待ではないよ。」って言うが、そういう可能性はあるなど思いながら聞いている。

本当に帰りたいと思った時に安心して帰れる場所等の情報が欲しい。県外に逃げているけれども、全く情報を得られないためにすごく不安になっている。

鳥取県知事にも話をしたが、ずっとそこに居付いてくれば、結局、少子化対策になる。鳥取では、結構DV被害者で逃げて来て、生活をずっと続けている方が多いため、結局増えている。

高知出身で、県外でDVを受けて、住んでいて、それで高知に逃げて来る方、実家を頼って逃げて来る方はすごく不安で、やはり、危険でも地元に戻りたいと思っている方がいるので、そういう意味で、一般的に情報を流すわけにはいかないだろうが、充実した色んな情報提供ができないものか、何か良い方法がないのかと常に考えてはいる。個人的に連絡があったら、色々調べて

お話するが、県外でDVを受けて逃げている方が少しでも安心できるような情報提供が何かできないものかと思う。

(委員)

情報提供の仕方は、それぞれ県によって色々あるかと思う。

先ほどから皆さんのご意見を聞きながら思ったが、情報を一本化すると言うとおかしいかもしれないが、DV 被害者の方にパンフレットや資料を渡すというのはどうか。

県内でもそうだが、なかなか理解しにくいかもしれない。そこで、こういうふうに同伴してもらえることもできるとか、ここに行けばできるだけ人に会わないで済むような就職先をお願いできるといった情報をまとめたものを作ったらどうかと思う。(情報が)バラバラだと、我々でもわかり難い。全部というわけにはいかないだろうが、かまわない範囲でまとめたものを被害にあった方にお渡しする。必要があれば、県外の方にも送って、高知ではこうだということを伝えたらどうかと思う。

(委員)

被害者の方で、教育資金(就学援助金)をもらえることを全く知らず、(子どもさんが)小学校3年生になった時に初めて知って、申請したという方が来られた。この方は、県の一時保護所にいた方だが、その制度を全然知らず、すごく苦しい生活をしていて、3年生になって初めて申請したそう。

皆が知っていて当たり前と思っているために、情報提供ができていない。学校側も、多分情報を出してなかったのではないか。そういう情報提供はものすごく必要だと思うので、一時保護所から出る時にも是非情報提供の徹底をしていただきたい。

(女性相談支援センター)

先ほどのご指摘についてだが、退所をされる方に対してはセンターでも制度等の説明はしている。また、生活支援サポーターが退所後もご自宅等を訪問し、悩みを聞いたり、支援金を持って行くなどしている。ただ、先ほど言われたような事例があるということなので、県が用意している支援等の情報を本人さんにしっかり知らせていくよう努めていきたい(ただし、退所時に多くの情報を提供するため、退所者が十分に制度等を理解されていない可能性がある。)

(委員)

市町村の窓口にもそういった情報が行き届くようにしていただきたい。

直接 DV 被害にあっていなくても、親御さんや親戚の人、友人など色んな方で、市町村の窓口を利用される方もいると思うので、そういったものが目に触れるようにしていただくと、ありがたい。

(委員)

追加資料の黄色い枠の中に「お金のある人」と記載されている。「お金の無い人」は、どこにあるのか。お金のある人は、グリーンの矢印でそのまま自立に行っているが、お金の無い人はどこを経由してどこに行くのか。

(県民生活・男女共同参画課)

「お金の無い人」については、「お金のある人」以外の矢印だにご理解をいただければと思う。

例えば、実家等に帰られる方や施設に入所が決まった方、自立支援施設を経由する方もおいでる。それから、自立を希望しているが住む場がない人で、お金が無ければ、基本的に1の県職員住宅か、3の自立支援施設に行くという想定をしている。

(委員)

一般県民がパッと見て、疑問に思わないのかなと感じた。

(副部長)

誤解を受ける表現があれば、直す。「お金がある人」という表現がちょっとストレート過ぎるが、これは協議資料をそのまま、十分に言葉を練らずに出しているもの。そのまま計画にオーソライズして出すものではなく、(委員の)皆様に情報共有するために作った資料であり、今後、県民に向けて知らしめていくうえでは、もう少しわかり易く、また配慮した表現をさせていただく。要は、一時保護所で保護された方が、自立に向けて、お金が十分になくても安心して次のステップに行けるように、今の政策の中でできるだけやっという主旨だにご理解いただければと思う。

(委員)

あえて、「お金のある人」と書かず、矢印だけで（いいのではないか）。

（委員長）

今日は支援の流れを私達に示していただいたということで。

最後に何かこれだけはということがあれば、伺いたい。よろしいか。

それでは、進行を事務局にお返りする。